

平成二十一年三月六日

平成二十一年第二回北方町議会定例会会議録

(第一日)

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議会議事局長	高橋善明
議会議書記	木野村幸子
議会議書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 諸般の報告

第四 議案第二号

第五 議案第三号

第六 議案一括上程

参事兼	大平喜義
都市環境農政課長	
総務課長	村木俊文
税務課長	高橋勉
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	木野村隆司
上下水道課長	豊田晃
会計室長	渡辺雅尚
教育課長	奥野政興
教育課主幹	末松豊生

第四 議案第二号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第五 議案第三号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第六 議案一括上程

議案第四号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)

議案第五号 北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定について (町長提出)

議案第六号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)

議案第七号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を

改正する条例制定について (町長提出)
議案第八号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)

議案第九号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)

議案第十号 もとす広域連合規約の変更について

(町長提出)

議案第十一号 北方町道路線の認定について

(町長提出)

議案第十二号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第四号)を定めるについて (町長提出)

議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて (町長提出)

議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を定めるについて (町長提出)

議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについて (町長提出)

議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)

議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)

議案第十八号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)

議案第十九号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)

議案第二十号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)

議案第二十一号 平成二十一年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第六まで

午前九時四十九分 開会

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

温暖化の影響でもう梅の花がすっかり散ったようでございますけれども、きょうはまた大変な雨の中、御出席いただきましてありがとうございます。

昨年末から大変に問題になっておりました定額給付金の関連法案がようやく四日の午後に衆議院で再可決をされて、その準備に全国的に大変忙しくなるなあとという思いであります。またさのうから〇九年度の予算審議が始まったようでございます。本会におきまして、三月定例会は予算の議会とも言われておりますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会といたします。

ただいまの出席議員数は十人であります。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年度第二回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において九番日比玲子君及び十番田中五郎君を指名いたします。

日程第二 会期の決定

一、議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から三月十九日までの十四日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から三月十九日までの十四日間と決定いたしました。

日程第三 諸般の報告

一、議長 日程第三、諸般の報告を行います。町長。

一、町長 それでは、諸般の報告をさせていただきます。

私の方からは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が二月十八日に開催されましたので、その御報告を申し上げますと思います。議案がたたくさんこの議会はございましたので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、お許しをいただきます。

まず副議長の選挙がございまして、これは議長の指名推薦によって、川辺町議会議長の日下部明伸氏が選出をされたところでございます。

議案審議に入りまして、議案第一号として、平成二十一年度の同連合の一般会計予算が提案をされたところでございます。予算総額は二億五千八百九十五万二千元でございます。歳入の主なものといたしましては、加入市町による負担金・分担金が二億三千七百四十四万六千元、財調基金の利子、それから財産収入等によりまして十一万一千円、繰越金が千九百三十九万二千元、諸収入等がございまして、これが二百万三千円でございます。歳出におきましては、議会費が百八十八万円、総務費が二億五千六百七万二千元、予備費として百万円が計上されておりまして、合計

二億五千八百九十五万二千元という数字になるわけでございます。なお、対前年比といたしましては九百十九万八千元、三・七%の増額予算でございました。

議案第二号につきましては、同連合の後期高齢者医療特別会計予算でございます。これも予算総額は千八百八十一億七千四百二十五万一千円というものでございました。歳入の主なものは、市町村の支出金三百七十七億六千六百七十八万円、国庫支出金として五百八十七億二千七百六十四万七千円、県支出金として百四十八億五千四百三十一万六千円等々でございます。なお、繰入金としては十億五千四百四十六千円、繰越金として十七億三千五百五十八万円が計上されております。歳出の主なものは、総務費が五億二千八百八十七万七千円、保険給付費といたしまして千八百六十一万八千八百五十六千円、あとは保健事業費で三億八千二百五十一万等々でございます。予算総額が千八百八十一億七千四百二十五万一千円となるものでございます。対前年比で二百六億九千九百二十八万八千円、一・二・三%の増額という予算でございました。

議案第三号として、平成二十年の同連合の一般会計の補正予算(第二号)を定めることについてでございました。この内容は、マイナス二百五十七万三千円を補正いたしました。補正後の総額を四億二千四百八十一万三千円とするものでございます。主なものは、財産収入といたしまして、補正前の金額三万七千円に対して七万五千円を追加するものでございます。繰入金も同様、八千九百六十六万六千円に対して二百六十四万八千円を減額するものでございます。歳出は、総務費として三億五千八百七十七万円の現額に対しまして七万五千円を追加し、民生費で六千五百八十八万一千円の現行予算に対して二百六十四万八千円を減額するというものでございました。

議案第四号は、同じく同連合の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第二号）でございました。

十二億三千八百二十三万三千円を追加いたしましたして、補正後の総額を千六百八十九億二千八百六万八千円とするものでございます。歳入の主なもの、市町村の支出金として補正前が二百九十八億九千九百九十八万二千円でございますが、これに一億六千五百六千円減額をするというものでございます。国庫支出金につきましては、補正前が五百三十億六千四百三十七万七千円でございますが、これに十三億千四百三十三万二千円を追加するということでございます。歳出につきましては、総務費として補正前が五億四千二百八十一万三千円から千二百二十五万二千円を減額するということでございます。基金積立金として十二億四千九百四十八万五千円を積み立てるといふ内容でございました。

議案第五号といたしましては、同連合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴いまして、職員の勤務時間を改めるための改正でございます。その内容は、一週間の勤務時間を「四十時間」から「三十八時間四十五分」に改めるといふものでございます。

議案第六号でございますが、同連合の職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方公務員の育児休暇等に関する法律の一部改正に伴って条例改正を行うものでございます。

内容は、育児短時間勤務の選択できる形態の時間数を短縮するものでございます。

議案第七号は、同連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方自治法の改正が行われたことによりまして、条項の移動を行うための字句を改めたものでございます。

議案第八号は、同連合の後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てるため、基金の処分項目の追加を行ったものでございます。

議案第九号におきましては、同連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これは年金収入の少ない被保険者に均等割を九割まで軽減するというものでございます。

議案第十号は、同連合公平委員会委員の選任についてでございます。これは大垣市寺内町四丁目一七四番地の阿部隆正氏を選任するものでございます。任期は二十一年三月二十八日から二十五年三月二十七日までとなっております。

議案第十一号でございますが、同連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

自治法の一部改正により、議員報酬の支払い方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支払い方法と異なることを明確にするために、議員に支払う報酬を分離し、その名称を「議員報酬」という名称に改めるといふものでございました。

以上は提案どおりそれぞれ議決をされたところでございます。

このほかに議員提案といたしまして、議員提案第一号が同連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提案をされました。

その内容といたしましては、大垣市の高橋滋議員が提案者として、議員報酬を支給することの提案がなされたわけでございます。

採決が行われました結果、出席議員数四十四人中賛成は十二人と
いうことで、この議員提案は否決をされました。

同じく議員提案第二号として、同連合議会会議規則の一部を改
正する規則の制定についてが提案されました。

これは、地方自治法の一部を改正する法律施行に伴い、議会活
動の範囲を明確にするために、議案の審査または議会の運営に関
し、協議または調整を行うために全員協議会を設置するという内
容でございます。この議案につきましては、提案どおり議決を
されたところでございます。

以上でございます。大変失礼しました。

一、議長 次に、事務局より例月出納検査等の結果など報告いたさせ
ます。事務局長。

一、議会事務局長 それでは、十二月定例会以後の報告をさせていた
だきます。

一月二十一日、二月十三日に現金出納事務全般について出納検
査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特
別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道
事業会計及び各基金ともに記載金額が正確で、計数上の誤りはな
いものと認められた旨の報告がありました。

次に、随時監査二件の結果についてであります。

十一月二十六日、公有財産のうち土地及び建物の管理状況につ
いて、財産台帳は整備され、分類や異動について正確に記録され
ているか、財産は効率的に活用され、使用目的に適合し、目的外
使用はないかなどを主眼として監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、公有財産台帳等の閲覧、関係
規則等の照会及び担当者からの説明を求めて監査した結果、おお
むね適正に管理されているとの報告がありました。

一月二十八日、廃棄物処理関係事業について、事業の効率性・
経済性はどうか、ごみの計量及び料金徴収手続等は適正か、業務
委託料の算定根拠等は合理的な基準に基づき行われているかなど
を主眼とし監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、関係書類等の調査、関係規則
等の照会及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適
正に管理されているとの報告がありました。

次に、財政援助団体等監査の結果についてであります。

十二月九日、平成十九年度補助事業のうち、福祉健康課所管の
社会福祉協議会について、補助金等の算定根拠及び交付手続と交
付時期は適正か、精算及び返還手続は適正に行われているか、補
助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかなどを
主眼とし、監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、申請・交付及び実績など、関
係書類の提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、特に指
摘する事項はないが、一部の事業において形式的かつ前年踏襲的
な事務手続が認められるため、社会経済の変化が厳しい財政事情
を勘案して、必要な見直しと改善を行い、一層その適正化を期す
ることが望まれるとの報告がありました。以上です。

一、議長 次に、土地開発公社より報告事項がありますので、報告を
していただきます。山本副町長。

一、副町長 それでは、北方町土地開発公社の平成二十一年度事業予
算につきまして御報告申し上げます。

去る二月二十五日に北方町土地開発公社の理事会を開催いたし
ました。二件の議案について御審議をいただいておりますが、議
案第一号は、平成二十一年度北方町土地開発公社の事業予算であ
りまして、議案第二号は、平成二十一年度北方町土地開発公社の

資金計画であります。第一号議案、第二号議案とも原案のとおり可決・承認されました。

なお、平成二十一年度も北方町土地開発公社としましては公共用地の先行取得等の事業計画がありませんので、支出の予算額は経常経費のみの十八万九千円となっております。これにより二月二十五日に町長あてに予算承認を求めまして、三月二十五日付で承認をいただいているところであります。

また、北方町施設管理公社につきましては、三月二十五日に予算等の御審議をいただく理事会を予定しておりますので、次回の六月の定例議会で御報告を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上であります。

一、議長 次に、西濃環境整備組合議会、本巢消防事務組合議会の報告等を事務局よりいたさせます。事務局長。

一、議会議事務局長 それでは、西濃環境整備組合についてであります。二月十日、平成二十一年第一回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

最初に、議第一号は、平成二十年度一般会計補正予算（第二号）について、積立金利子の増により歳入歳出それぞれ三十万を追加し、歳入歳出予算の総額を十七億七千八百九十二万四千円とするものであります。

議第二号 平成二十一年度経費の分賦金及び分賦方法について、ごみ処理、屋内温水プール関係の分賦金総額十四億七千七百二十四千円のうち、北方町の分賦率は九・二七％で、金額一億三千六百九十三万一千円とあります。

議第三号 平成二十一年度西濃環境整備組合一般会計について、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ十八億一千四百六万九千円とするものです。前年度より三千九百五十六万五千円、前年比

二・二％の増になっていきます。歳入の主なものは、市町村分賦金十四億七千七百二十四千円、屋内温水プール使用料三千三百万円、ごみ処理手数料二億一千三百八十万円、財政調整基金繰入金六千八百万円。歳入の主なものは、屋内温水プール管理費六千八百万四千円、塵芥処理費十一億一千三百六十七万六千円、最終処分場施設建設の調査・設計等委託料四千四百十六万九千円です。

以上三議案は、全会一致で原案どおり可決されました。続きまして、本巢消防事務組合についてであります。

二月二十四日、平成二十一年第一回本巢消防事務組合議会定例会が開催されました。

最初に、議案第一号は、本巢本部及び消防署等設置条例の一部改正について、組織改革により消防署の名称を中消防署、北消防署に改め、分署の名称を中消防署西分署、北消防署根尾分署に改めるものです。

議案第二号 職員定数条例の一部改正について、平成二十一年度末までに多数の定年退職者が出ることに伴い、組織力の低減を防ぐため、職員定数を八十人から八十六人に改めるものです。

議案第三号 財政調整基金条例の制定について、組合財政の健全な運営を確保するため、条例を制定するものです。

議案第四号 平成二十一年度分賦金について、分賦金額六億七千三百六十六万七千円のうち、北方町の分賦率は三〇・五七六％で、金額二億五百九十八万円にするものです。

議案第五号 平成二十一年度一般会計予算について、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ八億七千六百九十九万一千円とするものです。前年度より一億八千五百二十三万七千円、前年比二六・八％の増になっています。歳入の主なものは、市町村の分担金が六億七千三百六十六万七千円、基金繰入金七千六百万円、消防債

八千六百六十万円です。歳出の主なものについては、常設消防費六億六千七百五十七万六千円。これは職員定数六人の増員による人件費等でございます。消防施設費一億六千六百二十六万五千円。これについては消防はしご車一台、消防化学車一台、高規格救急車一台などがあります。

以上の五議案は、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

一月二十三日、郡町村議会議長・会長会が県民ふれあい会館で開催されました。最初に、知事と町村議長との意見交換を二十日開催の決定と、平成の合併により市町村議会議員が大幅に減少し、議員年金財政が極めて深刻な状況になっているので、「地方議会議員年金財政の急激な悪化に関する緊急要望」を国に対して要望されたことの報告がありました。

会議終了後に研修会が行われ、全国町村議会議長会 議事調査部長岡本光雄氏により「新しいまちづくりに期待される議会・議員の活動」と題し、議会基本条例や通年議会等についての講演が行われました。

二月十日、知事と町村議長の意見交換会が岐阜グランドホテルで開催されました。県下の雇用対策、経済・金融対策など、岐阜県として取り組まなければならない政策課題に対して提案・提言など、建設的な議論が行われました。

以上、報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四 議案第二号について

一、議長 日程第四、議案第二号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議案第二号の北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、御説明を申し上げます。

現在、同委員を務めていただいております横山明氏の任期が本年四月三十日に満了することになるわけでございます。同氏を引き続き選任したいと思っておりますので、議会の御同意をお願いするものでございます。

横山氏は、北方町北方三二二〇番地の四に在住でございます、その経歴は、千種税務署長、岡崎税務署長等を歴任されまして、平成四年八月に税理士登録をされて現在に至っておるわけでございます。本町におきます固定資産評価審査委員会委員につきましては、平成十二年に御就任をお願いいたしましてから、三期にわたってお務めをいただいておりますが、今回の任期満了に当たって、引き続き選任をさせていただきますと思っております。御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

一、議長 これより質疑を行います。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第二号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二号は同意することに決定をいたしました。

日程第五 議案第三号について

一、議長 日程第五、議案第三号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 ありがとうございます。

それでは、議案第三号、同様に固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。

現在この委員を務めていただいておりますのは林惟司氏でございますが、任期が本年四月三十日で満了となるわけでございます。その後任といたしましたして、新しく加藤文夫氏、六十五歳を選任いたしました。存じますので、御同意をお願いするものでございます。

加藤氏は、北方町加茂四七四番地の二に在住でございます。名古屋国税局の調査部次長を初めとして昭和税務署長等を歴任されまして、平成十四年に退職されました後、税理士として登録をされ、御活躍をされて現在に至っておりますところでございます。氏は、その経歴が示しますように、税務に関する専門的な知識や経験を有する学識経験者として適任な方であるというふうに存じまして、選任をお願いしたいと思うところでございます。御同意をいただきますようお願い申し上げます。

一、議長 これより質疑を行います。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑・討論省略の声がありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第三号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三号は同意することに決定をいたしました。

日程第六 議案第四号から議案第二十一号までについて

一、議長 日程第六、議案第四号から議案第二十一号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 平成二十一年度の予算案などを御審議いただく第二回定例議会が開催されましたところ、議員各位には御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

さて、我が国の経済状況は、景気の転落スピードが加速化して、百年に一度の経済危機だとか世界同時不況だとか言われております。その最大の原因は、輸出に頼り過ぎた日本経済の構造にあると指摘する専門家がありますが、まさにそのとおりでありまして、企業は過去最高益を更新し続けて、余った金は株式配当に回しながら、従業員の賃金は伸びず、その結果、購買力の低下につながったことによるものであります。本来なら労働と所得を保障し、雇用面から国内需要を盛り上げて内需の拡大を図るべきなのに、その努力をしなかったことが今日の事態を招いたということでありましょう。つまり、高まり過ぎた輸出依存と、低く抑えられた賃金が景気急落の主たる原因なのであります。

こうした厳しい経済状況下にあつて、北方町の財政運営をどう担っていくか。二十一年度の予算編成に当たり、無聊な日々を過ぎざるを得なかったというのが率直なところであります。

しかし、冷静になって考えれば、経済は好・不調の波を繰り返しながら発展するものでありまして、その循環が五十年に一度であったり、あるいは百年に一度であったりいたしまして、輪転を繰り返す本質は変わらないのであります。

宗教学者の山折哲雄さんは、今日の経済不況には二つの選択肢があると言われております。一つには、不安と危機感をあおり立て、短期的な経済予測に翻弄されるのか、もう一つは、景気循環の原則に立って、長期的な展望を持ち、冷静に対処するのかわということでもあります。私は、新年度の予算編成に当たっては、後者を選択することといたしました。

思えば私たちの人生も、社会のあり方も、大波小波を繰り返して、ひとときとしてそのままの状態でとどまることはありません。こう考えますと、極めて大きな転換期にある今を、焦らずに次の時代に備えるために、「ことしは耐え忍ぶ年」とすることに決心した次第であります。

幸いにして本町は、社会生活の基盤となる施設、つまり土地区画整理や道路、あるいは学校、病院、公園、社会福祉施設等のいわゆるインフラ整備が先人たちの努力で進められた、県下でも有数な町でありますので、これら社会基盤の整備についての緊急性は限られております。したがって、公債費が今年度ピーク時となることに勘案し、極力町債の借入れを抑えることを心がけました。就任以来、町債の内容を重々吟味の上、償還額の一〇〇%を交付税で還元される臨時財政対策債と国庫補助金に加え、償還額の一部が交付税算入されるまちづくり交付金事業債等に限定して有効利用を図ってまいりました。本年もこの方針を堅持してまいり所存であります。また、歳出におきましては、無理・無駄な経費は排除に努め、初年度となる北方町第六次総合計画を念頭に、施策の具体化に努めたところであります。

新年度も住民参加の町政をさらに推進するために、住民基点の考え方に立って全力を挙げる決意でありますので、議会の皆さんの格段の御教授と町民皆様の御理解・御協力をお願いする次第で

あります。

それでは、今定例会に提案をいたしました諸議案について御説明申し上げます。

今議会に提出をいたしました議案は、人事関係が二件、条例関係六件、予算関係十件、その他二件の合計二十件であります。

また、新年度予算規模は、一般会計四十七億八千五百万円、特別会計二十八億五千八百八千円、合計七十六億三千六百万八千円でありまして、一般会計予算につきましては、前年度当初予算比で四・五％の減となっております。一般会計の予算規模は、平成二十年度を除き年々減少傾向にあるわけでありますが、今回の数字は平成十七年度のマイナス一三・二％に次ぐものとなっております。

しかし、さきにも述べましたとおり、この予測は長期的展望に立って編成させていただいたものでありまして、目の前の数値や現象にとらわれて、無原則・無定見に萎縮するものではなく、この時代にこそ必要な従容とした内容を心がけたものであります。

では、まず歳入歳出予算の主要なものにつきまして、予算の順をもつて御説明申し上げます。

歳入について、町民税につきましては、昨今の経済事情から、法人町民税を昨年より一千五百四十五万一千円、率にいたしますと一・二・八％を減額する一方、個人町民税につきましては、その影響は少ないものとし、人口増など見込みまして一千二十五万六千円（一・一％）を増額いたしましたところでございます。これにより、町民税総額は対前年比〇・五％減の十億八百四十万円とさせていただきます。

固定資産税につきましては、地価の下落に伴って土地の評価が下がりますが、市街化区域農地の負担調整による増収によって、

わずかではありますが、増加するものと思われます。しかし、家屋につきましては、建物の経過に伴う減点補正により減額となり、償却資産も新規の設備投資が行われませんので千三百六十八万円（一・三％）の減額とさせていただきます。

軽自動車税につきましては、自家用軽四輪乗用車の増に伴い、対前年比四％増の二千六百九十万円を計上したところであり、

町たばこ税につきましては、健康志向の高まり等による消費本数への影響もありますが、前年並みの一億一千三百五十万円を計上いたしました。

これらにより、本年度の町税全体における税額は、対前年比千七百五十万九千円減の二十一億八千四十四万八千円の予算を計上したところでございます。

地方交付税につきましては、地財計画を初め、今年度から創設される地域雇用創出推進費及び税収等の前年度決算見込額などを考慮して、普通交付税は対前年比八百万円増の八億七千五百五十万円、特別交付税は、昨年に引き続き「頑張る地方応援プログラム」への取り組み経費を見込み、前年度並みの四千五百万円を計上いたしております。

次に地方特例交付金は、自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため創設された減収補てん特例交付金を見込み、対前年比三百五十万円増の二千八百五十万円を計上したところであり、

また、町債につきましては、三億三千五百七十万円を予算化いたしました。このうち三億円につきましては臨時財政対策債でありますので、後年、地方交付税として措置されるものであります。残余の三千五百七十万円につきましては、まちづくり交付金事業債を活用することといたしております。

続いて歳出でございますが、政策審議会及び町民対話集会の開催を引き続いて行っていきたいと思っております。住民参加の草の根民主主義をこのまちに根づかせ、住民との協働によるまちづくりを目指して、今年度も引き続き公募による政策審議会を開催いたします。三年目となり、委員の交代期でありますので、各界各層から幅広く参加していただき、さまざまな視点から御議論をいただいで、自分たちのまちは自分たちでよくするという意識の涵養に資したいと思っております。また、町民対話集会も引き続き開催し、参加民主主義を定着させたいと思っております。なお、開催場所につきましては、昨年の会場のほかに、希望される自治会への出前集会も予定しておりますのでございます。

庁舎・公民館の耐震化事業についてであります。

東海・東南海地震等を初めとした大規模震災の発生に備えて、災害対策本部となる庁舎と避難所となる公民館の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう、耐震補強計画及び工事の実施設計費七百二十万円を計上いたしております。

次に、バスターミナル整備と公共交通の充実を検討してまいります。

かねてより県と協議を進めてまいりましたバスターミナルにつきましては、県営団地内に整備するための設計監理委託料や整備工事費等、所要の予算を計上いたしております。

また、住民ニーズが一番高い本町の公共交通機関である岐阜乗合自動車株式会社によるバス路線が、バスターミナルを拠点として住民の足として利便性の高い路線となるよう、利用者の代表、事業者及び関係機関をメンバーとした、（仮称）北方町地域公共交通活性化協議会を立ち上げて意見の集約を図ってまいる所存でございます。

ケーブルテレビの加入促進についてでございますが、ケーブルテレビ加入促進助成金につきましては、平成二十三年七月からの地上デジタル放送完全移行を見据え、引き続きケーブルテレビ網への加入促進を図るため、今年度においても集合住宅及び新築世帯を対象に、百二十戸分の助成金二百四十万円を計上させていた
だいております。

樽見鉄道への存続支援につきましては、平成二十二年度までの三カ年計画の二年目として、引き続き樽見鉄道の経営状況や今後の見通しなどを注視するとともに、その助成金の限度額となる二百萬円の予算措置を講じております。

収納対策につきましては、税の徴収率の向上を図るため、本年度から収納課を設置して対応することといたしました。このため、収納事務に必要な住民情報システム機器借上料、備品購入費など百二十七万四千円を計上いたしております。

納税者の利便性の拡充を図るため、今年度は再発行分を平成二十二年度から軽自動車税についてもコンビニ収納できる納税通知書に変更するなどの所要の予算を計上いたしました。また、平成二十一年十月から公的年金からの特別徴収制度が始まりますので、これに伴う所要の予算についても計上をいたしておりますところでございます。

地域福祉計画の策定についてであります。

近年の経済・社会環境の変化とともに、地域住民同士のつながりが希薄化し、住民相互の支え合い機能が弱まってきております。このため、地域の社会福祉を推進するための地域福祉計画を北方町社会福祉協議会と一体となって策定するための予算二百一萬六千円を計上させていただきました。

特定高齢者把握事業についてであります。

要介護状態となるおそれの高い特定高齢者に対し、医療機関での生活機能評価を行い、その結果により、機能訓練、健康教育、栄養指導、口腔改善等を実施し、自立した生活ができるよう介護予防事業を進めていきたいと思っております。

妊婦一般健康診査受診料の助成についてであります。

妊婦健診時の助成券については、妊婦の経済的負担を軽減し、安心して子供を生み育てるため、助成券を六枚から十四枚にふやすとともに、この二月一日から、助成拡大のため、調整措置として追加助成をするための所要の予算千五百万二千円を計上いたしております。

新生児聴覚検査の助成についてであります。

聴覚障害は、新生児のうちに早期に発見し、適切な支援をすることが重要だとされております。子育て支援の一環として検査費用の一部を助成し、安心して聴覚検査を受けていただくための予算七十四万円を計上いたしております。

新型インフルエンザ対策といたしましては、新型インフルエンザはほとんどの人が免疫を持っていないため、大流行すると長期間にわたる全国的な災害になるおそれがあります。そのため行動計画を作成し、その対策として、感染予防用品、消毒剤等の備蓄のための予算百四十三万四千円を計上いたしました。

日本脳炎予防接種委託料についてであります。

副作用のおそれから定期の予防接種を平成十七年から控えておりましたけれども、新型のワクチンが国で承認される見込みで、夏の流行シーズンまでに定期予防接種が再開される見通しのため、に所要の予算六百六十八万九千円を計上いたしております。

農業振興対策についてであります。

本町の農業振興地域においては、担い手農業経営者により農用

地の約二〇％が利用集積され、高齢化に対応した農業経営を目指しております。これらの担い手農業者を中心として、農業事情に見合った新たな地域特産品の開発と、効率的な集団転作である小麦のブロックローテーションの継続により、安定的な都市近郊型農業の振興を推進していくため、所要の予算を計上させていただきます。

商工観光の振興についてであります。

商工業の振興対策につきましては、引き続き商店街の活性化事業等を助成するための融資制度を初め、商工会への補助金千五百九十四万九千円を計上いたしております。伝統のある北方まつり、未来タウン北方ふれあいまつり、門前市についても、まちおこしや商工業活性化対策として引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

観光事業につきましても、観光協会を中心とした各種イベント事業について、所要の補助金等予算措置を講じております。

都市計画道路についてであります。

加茂地区を横断する都市計画道路運動場・加茂線は、用地取得と移転補償が完了しております。また、加茂土地区画整理区域内についてもおおむね整備が終わっておりますので、延長百四十メートルの道路整備を進めてまいります。これにより国道百五十七号の迂廻路機能が整い、当該路線は平成二十一年度末に全線供用開始が可能となるわけでございます。

土地区画整理事業についてであります。

加茂土地区画整理事業については、おおむね工事が完了し、換地処分に向けた測量作業を進めております。なお、関連工事として国道一五七号における天王川横断ボックス工事により、予想される国道の渋滞対策として迂廻路の機能を有する都市計画道路の

整備と供用開始を進めてまいります。

また、高屋西部地区については、仮同意が約九〇％を超えており、平成二十二年度に予定されている市街化区域への編入に合わせ、組合の設立準備に要する所要の予算千二百万円を計上いたしております。

公園事業についてであります。

町民の生活に身近な憩いの場として、各地区に児童公園を中心に整備を進めてまいりました。しかしながら、近年は経年による施設の老朽化や樹木枯れが見られ、今年度は、老朽化が著しい柱本公園と夕べが池公園の修景施設の改修整備に要する所要の予算千八十五万円を計上いたしております。

防火・防災対策についてであります。

防火・防災対策については、東海・東南海地震を初めとした大規模震災の発生に備え、町民の避難の円滑化を図るため、新たな避難地・避難場所の案内看板六カ所分の設置工事費二百四十万円、また地域での迅速な消火活動を支援するため、加茂土地区画整理区域内への消火栓用ホース格納箱の配備に要する経費三百万円等、一層の地域防災力・防災対策の強化を図るため、所要の予算を計上いたしております。

教育関係についてであります。

本年度は北方町教育総合五カ年計画の四年目に当たります。関係団体や町民の方々と積極的に連携し、諸施策を推進してまいりたいと思っております。

学校教育関係・能力開花推進事業・心の教育推進事業についてであります。

学校教育につきましましては、まず能力開花推進事業を継続・推進いたしております。

この事業は、本町の未来を託す子供たちに基礎学力・英語力・表現力を育てるとともに、ふるさとを大切に、節度ある態度でたくましく心豊かに暮らす資質・能力を育てようとするものであり、そのための交付金二百十五万五千円を計上いたしております。この事業を効果的に推進するため、新たに幼稚園、小・中学校がそれぞれの取り組みを交流したり、一緒になって活動できる行事を、園・校長会と連携をして進めることも考えております。

次に、心の教育推進事業は三年目となりますが、引き続き、児童・生徒のモラル、規範意識、実践的な態度を育てるため、幼稚園、小・中学校に交付金百七十五万二千円を計上いたしております。

加えて、従来の北方町道徳教育推進事業については、そのあり方を見直し、教職員で組織する学校教育会を中心に、子供たちの健全育成にかかわる各種団体の理解と協力を得て、新たに町ぐるみの道徳教育推進事業を立ち上げ、強化を図ることといたしております。

安全対策・環境整備についてであります。

安全対策・環境整備については、次の事業を推進してまいりたいと考えております。

一つ目は、新規事業としまして、学校支援地域本部事業の立ち上げであります。この事業は、北方中学校区（本町全体）を一つのエリアとして、各小・中学校の学習や行事などの教育活動を地域住民のボランティアによってサポートするというものであります。初年度に当たる今年度は、幼児、児童・生徒の安全・安心な登下校や学校生活を支援する活動に取り組みることとしており、生涯学習センター内の地域本部に支援をコーディネートする要員としてパート職員一名の配置を考えております。したがって、町単

独で実施してまいりました登下校安全巡視員制度は、この事業に吸収され、発展的に解消することになります。この事業を推進するための所要の予算を計上いたしております。

二つ目は、小・中学校への空調機器としての扇風機の設置であります。今年度は最終年度に当たり、各小・中学校一階の普通教室を中心とした二十六教室、一教室三台ということになりますが、設置するための予算四百十二万六千円を計上いたしております。

三つ目は、北方西小学校昇降口のエントランススタイル改修工事であります。老朽化に伴い、タイルの浮きが目立ち、また雨天時のスリップ事故も懸念されますので、改修を行うための所要の予算を計上しております。

このほか、老朽化が著しい芝原プールの修繕工事、北方中学校グラウンドの防球ネット工事等、子供たちにとって安全で安心な教育環境を整備するための所要の予算を計上いたしました。

学習指導につきましては、まず新規事業としまして、子供自立支援トータルサポート事業の立ち上げを考えております。この事業は、学習障害や注意欠陥多動性障害等、発達に障害のある幼児がスムーズに小学校へ入学し、安定して教育を受けることができるよう、保育園・幼稚園と小学校が連携して支援する事業であります。専門医、福祉健康課、教育委員会の連携・協力が基盤になります。また、県教育委員会の全面的な支援を受けることになっており、そのための所要の予算二十四万円を計上いたしております。

次に、児童・生徒一人ひとりがひとしく学習を受けることができるよう、従来から配置してまいりました特別支援教育アシスタントについては十一名分八百三十六万円を、学校教育強化非常勤講師については三名分五百四十万円を、英語活動については外国人講師二名分七百六十八万六千円を計上いたしております。教育

相談員については二名を継続配置し、適応指導教室「大空」については、職員の勤務日数を年間で二十日間ふやして二百二十日として、児童・生徒の社会適応指導や悩み相談、保護者の子育て相談等に一層きめ細かく対応できるよう、体制強化を図りたいと考えております。

学校図書については、従来からの手厚い予算措置により、平成二十年度の岐阜地区図書館審査で北方小学校が最優秀校に、北方西小学校が優秀校に、北方南小学校が奨励校に入賞する成果を上げており、今年度も一層活発な読書活動が進むよう、所要の予算を計上しております。

社会教育・生涯学習関係についてであります。

北方に住む町民一人ひとりが豊かに暮らすことのできる地域社会の創出を目指し、町民の方々の積極的な協力を得て推進をいたしてまいります。

社会教育につきましては、従来の町民ボランティア登録の再整備を推進してまいります。これからのまちづくりは町民と行政の協働が主体であり、地域課題は地域の手で解決するための一助として、町民ボランティアの積極的な参加が必要不可欠であり、そのための再整備を進めようとするものであります。

次に、新規事業としまして、家庭や子育てのあり方をコンパクトにまとめた冊子「親の学び・子の学び」を作成し、子供を持つ家庭に配布するための所要の予算八十五万一千円を計上しております。この事業が家庭の教育力の向上につながることを期待いたしておるところであります。

「発表の町」につきましては、「未来につながる心の糧作品公募事業」について、未来に生きる人々へのメッセージとして、継続・実施する予定にいたしております。今年度は第四回目となり

ますが、テーマを「家族」として、そのための所要の予算百四十五万八千円を計上いたしました。

きらりホール主催事業についてでございます。

生涯学習センター「きらり」に係る事業については、文化の薫り高いまちづくりに資する各種イベントを年四回程度、きらりスタッフの企画事業を年一回開催するための所要の予算九百万円を計上させていただきます。

このほか、町民の生きがいづくりを進めるために、高齢者大学に代表される社会教育事業、家庭教育学級などの公民館事業、北方ふれあいクラブを中心とした社会体育事業、ふるさと自然発見工房などの生涯学習事業を継続するための所要の予算を計上しております。

社会体育につきましては、まず新規事業としまして北方町スポーツクラブ準備委員会の立ち上げを考えております。スポーツ活動の充実については、昨年度来、地域スポーツを考える会が北方町独自のスポーツクラブのあり方を検討してきたところであり、その取り組みを一步前進させ、準備委員会を組織するものであります。

次に、健康な日常生活の維持・増進を図るため、町民のウォーキング意欲を高めるあり方を、体育指導員や健康づくり実践チーム等、関係諸団体と連携して検討する予定であります。

教育委員会事務局の再編についてでございます。

以上、述べてまいりました諸事業を効果的に推進するために、現在、教育委員会事務局に配置している社会教育・社会体育担当職員を生涯学習センターに配置がえし、新たに事務局へ教育に精通した臨時職員一名の配置を考えており、その予算百五十三万六千円を計上いたします。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化等により療養費が伸びており、療養給付費等を対前年比六・四％増の十二億四千五百五十万円を計上いたしました。また、ことし十月から被保険者の利便性を高めるため、一人に一枚となる被保険者証のカード化を図るとともに、葬祭費を一件二万五千円から五万円に増額給付するものとし、出産育児一時金についても、本年一月より産科医療補償制度の導入に伴い、一件当たり三万円増の三十八万円の給付といたしております。その他医療費の削減を目指し、後発医薬品の使用促進策として「ジェネリック医薬品希望カード」を被保険者全員に配布いたします。

国保財政の主要な財源である保険税の税率につきましては、医療費の動向、被保険者の前年中の所得等の状況を勘案し、据え置く方向で検討してまいります。また、保険税額については、収納率の向上対策として新設される収納課が行う滞納処分や、その波及効果による増収を見込み、対前年比千七百二十七万四千円増の五億五千八百四十六万円を計上いたしました。

後期高齢者医療事業についてであります。

平成二十年度に新しい制度として創設された後期高齢者医療制度は、その後いろいろな意見を受け、保険料の軽減等の改善策がとられました。今年度も引き続き軽減等が継続され、それらを踏まえて、保険料は一億八百九十七万三千円を見込むなど、歳入歳出の予算総額として一億四千百五十六万八千円を計上いたしました。

老人保健医療事業についてでございます。

老人保健医療事業につきましては、平成二十二年度に終結を予定しており、今年度は精算に伴う医療給付費及び余剰金三千万円を一般会計繰出金として計上するなど、歳入歳出の予算総額を三

千二百五十四万八千円といたしております。

下水道事業についてでございます。

下水道事業の主な収入であります下水道使用料は、家屋の新築及び排水設備の切りかえを見込み、対前年比一・二％増の二億三千六百万円を計上させていただきました。

受益者負担金は、農地転用等の徴収猶予取り消しによる賦課一・八ヘクタールなどで七百三万円を見込んでおります。

処理場管理費につきましては、汚泥発生を抑制した運転が三百日以上続いております。この抑制運転により処理場管理費の軽減を図ることができておりますので、今後ともこの運転が継続できるよう努力してまいりたいと考えております。

公共下水道費についてであります。

公共下水道費につきましては、管渠工事として都市計画道路運動場・加茂線整備工事等にあわせて、施工延長百メートル、工事費五百二十五万円の予算を計上いたしております。

公債費につきましては、元金償還金二億九千六百六万一千円、利子償還金一億四千八百二十七万七千円となり、元利償還額は前年度予算比で一千六十七万一千円減の四億三千八百九十三万八千円を計上いたしております。

次に上水道事業についてであります。

上水道事業の主な収益であります水道料金は、家屋の新築により給水戸数の伸びを見込み、一億五千二百十四万円を計上しております。

一方、費用につきましては、東海・東南海地震等を初めとした大規模震災の発生に備え、上水道源地施設の耐震診断結果に基づき耐震補強工事を実施してまいりましたが、着水池については耐震補強が技術的に不可能なため、解体して撤去する方向で対処

するよう、所要の予算を計上いたしました。

また、配水管布設工事費として、都市計画道路運動場・加茂線整備工事にあわせて、施工延長百十メートル、加茂土地区画整理区域内及び高屋内等に施工延長二百八十七メートル、布設工事費一千三百四十四万三千円の予算を計上しております。

以上のように、経費節減を図りながら予算編成を行ったところではありますが、損益の計算をしますと一千百五十七万六千円の経常利益が予想でき、引き続き安定した企業経営が見込まれる状況にあります。

次に、条例案件について順次御説明申し上げます。

議案第四号は、北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

新たに収納課を設け、町税・国税等の徴収率の向上を図るため、新課の設置に係る規定を整備するものでございます。

議案第五号は、北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定についてであります。

地方自治法第二百六十条の二第一項の規定に基づく町長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に關し、必要な事項を定めるものであります。

議案第六号は、北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、自己啓発等休業の対象となる国際協力機構における奉仕活動に関する根拠規定を整備するものであります。

議案第七号は、北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

施設の利用時間を改正することにより、介護保険法の規定によ

る通所介護事業のサービス提供時間を延長し、介護者の介護軽減とサービスの充実を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第八号は、北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。

行財政改革に基づき、段階的に慰労金の額を改正（減額）するための条例改正をお願いするものであります。

議案第九号は、北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

葬祭費の支給額を二万五千円から五万円に改正するものであります。

議案第十号は、もとす広域連合規約の変更についてであります。国税、後期高齢者医療保険料に係る個人情報取り扱いに関する事務を追加することに伴い、規約の変更をお願いするものであります。

議案第十一号は、北方町道路線の認定についてであります。

民間開発により道路敷地として寄附を受けることに伴う二路線について、認定をお願いするものであります。

議案第十二号は、平成二十年度北方町一般会計補正予算（第四号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億三百二十五万六千円を増額し、歳入歳出の予算総額を五十三億六千五百三十六万三千円とするものであります。

その内訳は、定額給付金給付事務費一千三百八十五万五千円、定額給付金給付事業費二億七千七百七十二万八千円、子育て応援特別手当事務取扱交付金八十七万三千円、子育て応援特別手当交付金一千八十万円を増額するものであります。その財源につきま

しては、全額国庫補助金を充てるものであります。

なお、定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業については、翌年度へ繰り越す明許繰り越しの予算措置をお願いするものであります。

議案第十三号は、平成二十年度北方町一般会計補正予算（第五号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億五千九百二十二万九千円を増額し、歳入歳出の予算総額を五十五億二千四百五十九万二千円とするものであります。

歳入の主なものとしては、個人町民税千六百五十万円、地方交付税三千四百七十八万円、地域活性化・生活対策臨時交付金二千七百九十一万七千円、まちづくり交付金二千三百八十万円、安全・安心な学校づくり交付金二千六百十二万円、繰越金九千四百五十六万二千円を増額する一方で、法人町民税千四百三十八万六千円、学校基金繰入金一千万円、町債六千二百七十万円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものでありますが、国の経済対策の一環として実施される地域活性化・生活対策事業としての町立東保育園・南保育園の大規模改修工事に三千五百四十五万四千円等の増額や、北方中学校のプール改築工事等、各種事務事業の契約差金等を減額するとともに、これら歳出の減額と、さきの歳入の増額分をもって新たに一億七千万円を財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、地域活性化・生活対策事業の保育園大規模改修工事については、翌年度へ繰り越す明許繰り越しの予算措置をお願いすることといたしております。

議案第十四号は、平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補

正予算（第四号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ四千四百一十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を十八億八千七百四十六万五千円とするものであります。

その主なものは、一般被保険者療養給付費三千六百万円、一般被保険者高額療養費四百万円、保険財政共同安定化事業拠出金百四十万二千円等の増額補正を行うものであります。その財源につきましては、国庫負担金、県負担金、共同事業交付金、繰越金をもつて充てるものであります。

議案第十五号は、平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ三百六十六万円を減額し、歳入歳出予算の総額を一億三千三百六十一万九千円とするものであります。

その内訳は、保険料に係るシステム改修費二十一万円を増額し、事務費等不用額三百八十七万円を減額するものであります。なお、保険料に係るシステム改修費二十一万円については、全額国庫補助金を財源として、翌年度へ繰り越す明許繰り越しの予算措置をお願いするものであります。

以上で提出案件の説明を終わりますが、なお詳細につきましては、議事の進行に従いまして順次御説明を申し上げたいと存じております。よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

一、議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

議案第十号 もとす広域連合規約の変更について及び議案第十二号 平成二十年度北方町一般会計補正予算（第四号）を定める

についてを先議いたします。

議案第十号 もとす広域連合規約の変更についての質疑を行います。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑・討論省略の声があります。

これより議案第十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

議案第十二号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第四号)を定めるについての質疑を行います。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑・討論省略の声がありますので、これより議案第十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

本日はこれまでとし、休会中に議案調査を願うことにいたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明七日から十一日までの五日間を休会といたし、本日はこれにて散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明七日から十一日まで五日間を休会することとし、本日はこれにて散会することに決定い

たしました。

第二日は、十二日午前九時三十分から本会議を開くことといたします。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前十一時九分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年三月六日

議長

署名議員

署名議員